

富塚町東自治会規約

第1章 総則

第1条 この会は富塚町東自治会と称し、事務所を会長宅に置く。

第2条 この会は向平および小藪に居住する世帯をもって組織する。

2. 会社、病院、工場、営業所、事業所、その他これに準ずるものは世帯と見做す。

第3条 この会は住民相互の親睦と向上を図り、その福祉を増進し、もって地域自治の目的達成のため次の事項を行う。

1. 教育、経済、土木、交通、厚生、健康に関する事項
2. 防災、安全、警備、防犯に関する事項
3. 生活文化の改善向上および体育振興に関する事項
4. 福祉および環境の整備保全に関する事項
5. 市役所、区役所、協働センター、その他公的機関の依頼および連絡に関する事項
6. 各種団体との協力および助成に関する事項
7. その他目的達成に必要な事項

第2章 地区区分ならびに組織

第4条 この会の地区別に次の部および組を置く。

第1部 向平東1組、向平東2組、向平東3組、向平東4組、向平東5組

第2部 向平南1組、向平南2組、向平南3組、向平南4組

第3部 向平中1組、向平中2組、向平中3組

第4部 向平西1組、向平西3組、向平西5組

第5部 小藪組

別に全地区を対象とする子ども会を置く。

第3章 役員

第5条 この会に次の役員を置く。

1. 会長 1名
2. 副会長 5名(内1名は会計を兼務する)
3. 会計 1名
4. 監事 2名
5. 部長 5名
6. 組長・副組長・会計 各組若干名とし兼任を妨げない

この内、1、2、3および5の役員を理事と称する。また、必要に応じ各役員に補佐を置くことができるものとする。

第6条 各役員は以下の職務を担う。

1. 会長は会を代表し、会務を総括する。
2. 副会長は会長を補佐し、会務を分担する。また、会長に事故あるときはこれを代行する。
3. 会計は会計事務を行う。
4. 監事は会計事務を監査する。
5. 部長は、会長および当該分担の副会長と緊密に連絡し、当該地区各部を総括する。また、理事として会全体に関わる会務・分担会務を補佐する。
6. 組長は当該組を総括する。

第4章 役員を選出および任期

第7条 各役員を選出手続きは、以下の通りとする。

1. 会長は会員の中から選出し、理事会の議を経て役員会の承認を得るものとする。任期は2年とし、再任をさまたげない。ただし、3期6年を限度とする。
2. 副会長(会計を含む)は、その候補を地区各部の会員の中からそれぞれ1名選出し、理事会で担当役の案を作成し、役員会の承認を得るものとする。任期は2年とし、再任をさまたげない。
3. 各部の部長は当該地区の会員の中から選出し、役員会の承認を得るものとする。任期は2年とし、再任をさまたげない。
4. 監事は役員会の承認を経て、会長より委嘱する。任期は2年とし、再任をさまたげない。
5. 任期途中で役員が欠けた場合、後任の役員の任期は前任者の残任期間とする。
6. 組長・副組長・会計は各組で選出し、任期は1年とする。

第8条 この会に、理事会の議を経て、顧問を置くことができる。

第5章 会議

第9条 この会の目的を達成するため役員会、理事会および三役会を設け、それぞれの名称と役割は以下の通りとする。

1. 役員会は会長、副会長、会計、部長および組長で構成し、総会に代わるものとする。年度当初年度末および会長が必要と認めた場合に招集し、下記の事項について審議決定する。
 - [1] 規約を設けることまたは改変すること
 - [2] 予算を定めること
 - [3] 決算の承認
 - [4] 役員人事の承認
 - [5] 会費を定めること
 - [6] その他、運営に必要な事項の審議
2. 理事会は会長、副会長、会計および部長で構成し、毎月1回会長が招集し、会務の遂行に必要な事項を審議決定し執行に当たる。また、会長が必要と認めた場合は臨時理事会を開くことができる。
3. 三役会は会長、副会長および会計で構成し、会長が必要と認めたとき招集し、会務執行の案を検討作成できる。

第6章 会計および会費

第10条 会計は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第11条 第2条および第17条で定める会員は会費を納めるものとし、会費は別途定める。

第12条 経費は会費、委託料、その他の収入をもって充てる。

第13条 決算は毎年4月末日までに監査ならびに役員会の承認を得て全会員に報告する。

第14条 別に集会所会計および集会所特別積立金会計を置く。

第7章 雑則

第15条 この会に次の帳簿を備える。

1. 会員名簿
2. 会費徴収簿
3. 金銭出納簿
4. 財産目録
5. 会務記録簿
6. その他必要な帳簿

第16条 会務の引き継ぎを円滑に行うため、会長、副会長、会計および部長の後任候補は12月末日までに、また組長・副組長・会計は1月末日までに選出するよう努める。

第17条 第2条および第11条に関し次のように定める。

1. この地区に居住する独身者あるいは学生も会員になることを原則とする。
2. マンション、アパート、コーポ等集合住宅の居住者で本人の把握等が困難な場合は、集合住宅の管理者に責任を持たせることができる。

第18条 本規約は昭和60年4月1日より実施する。

本規約は平成5年4月18日 一部改正し、同日より実施する。

本規約は平成7年4月16日 一部改正し、同日より実施する。

本規約は平成11年1月17日 一部改正し、4月1日より実施する。

本規約は平成16年1月12日 一部改正し、4月1日より実施する。

本規約は平成17年3月12日 一部改正し、4月1日より実施する。

本規約は平成22年4月11日 一部改正し、同日より実施する。

本規約は平成27年4月10日 一部改正し、同日より実施する。

本規約は令和4年4月17日 一部改正し、同日より実施する。

【付帯文書】 浜松市富塚町東自治会内規(表彰・慶弔内規)

(表彰)

第1条 自治会は、次の各号に該当する者の中から役員会(理事会)の議決を経て、記念品を贈り顕彰する。

1. 会長・副会長・会計・部長・組長及び監事の職を引き続き5年以上、もしくは通算7年以上勤め退任した者。
2. 会員が、地域の連帯感の高揚と地域活動の推進に尽力し、この会の発展に寄与したと認められる者。
3. その他、特に顕彰に値する者。

(病氣及び災害見舞い)

第2条 自治会は、次の各号に該当する者に見舞金もしくは物品を贈ることができる

1. 自治会の運営に特に貢献した者が病氣療養したことが判明し、会長及び副会長が協議しこれを認めた場合。
2. ごく限られた範囲の会員において、火災、風水害、地震、その他不慮の災害により著しい被害を受けたことが判明し、会長および副会長が協議しこれを認めた場合。

(弔事)

第3条 自治会は、次の各号に該当する弔事があった場合、弔慰金を供えることができる。

1. 会員の同居家族が死去したときは、¥3,000の弔慰金を供える。
2. 自治会に特に貢献があった者の配偶者もしくは子が死去したときは、会長及び副会長の協議により、金額も含めこれを判断する。

(慶事)

第4条 自治会は、次の各号に該当する慶事があった場合、祝金を贈呈することができる。

1. 会員の同居家族が出産したときは、¥5,000の出生祝金を贈呈する。
2. 多胎による出産については、出生人数分を贈呈する。

第5条 本規約は平成31年4月14日に第4条を追加し、同月1日に遡り実施する。